

# 「2024年版ファイナンシャルデスクダイアリー」 資料編<タックスプランニング・不動産プランニング分野>

## 追補情報

「2024年版ファイナンシャルデスクダイアリー」の掲載資料（タックスプランニング分野・不動産プランニング分野）中、「2024年以降の取扱いは本ダイアリー制作時点では未定。決まりましたら、近代セールス社ホームページでご案内します」としていた箇所について、新しい税制等が決まりましたので、下記のとおりご案内します。また、住宅ローン控除について新しく設けられた「子育て特例対象個人」の場合の借入限度額についてもご案内します。資料をご利用の際はご注意くださいま

### ① 「10. 所得税・住民税のポイント」

#### ・P36〔住宅ローン控除の借入限度額、控除期間、控除率〕

○「新築・買取再販の場合」の借入限度額ですが、40歳未満で配偶者を有する者、40歳以上で40歳未満の配偶者を有する者または19歳未満の扶養親族を有する者（子育て特例対象個人という）が取得し、2024年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合について、下記の借入限度額となる特例が設けられました。

#### ●子育て特例対象個人の場合（2024年）

認定住宅	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円

### ② 「11. 相続税・贈与税のポイント」

#### ・P42〔直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税〕

○期間の欄に「2023年12月31日までの贈与」とありますが、この「2023年12月31日まで」が「2026年12月31日までに」に延長となりました。

### ③ 「18. 不動産の保有・譲渡と税金」

#### ・ P56〔不動産取得税〕

○表の1行目、原則の計算式中、(2024年3月31日まで)とありますが、これが(2027年3月31日まで)に延長されました。

#### ・ P59〔居住用財産の買換え特例〕

○表中、買換え資産の譲渡時期が「2023年12月31日まで」とありますが、これが「2025年12月31日まで」に延長されました。

#### ・ P59〔マイホームを買い換える場合の譲渡損失の繰越控除の要件〕

○表中の1～2行目に「2023年12月31日までの間に譲渡すること」ありますが、これが「2025年12月31日までの間に譲渡すること」に延長されました。